

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03434

研究課題名(和文) 戦後沖縄の米軍刑事裁判記録の研究

研究課題名(英文) United States of Civil Administration Criminal Courts Cases in Post War Okinawa

研究代表者

森川 恭剛 (Morikawa, Yasutaka)

琉球大学・人文社会学部・教授

研究者番号：20274417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)： 琉球大学附属図書館で保管されている米国民政府裁判所の刑事裁判記録を調査し、20数年間分の全事件の目録を作成した。また、沖縄県公文書館の米国民政府法務局文書を調査した。これらの資料に基づき、アメリカの沖縄占領政策と刑罰権力の関係を考察し、その結果、占領刑法の機能が、刑事裁判権の承継等を通して、沖縄の施政権返還後も日本に引き継がれていることを指摘した。

また、1954年の沖縄人民党事件の裁判記録を発見したので、翻訳し、解説を付して公刊した。さらに1950年代後半の売春関連事件の記録を調査し、連載中の研究ノートにまとめた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで未整理・非公開であった米国民政府の裁判記録を使って沖縄戦後史を刑事法の観点から実証的に研究する初めての試みである。そのため、まずは広く研究利用が可能になるように、全事件を目録化する作業を進めた。また、土地接收時の基地立入罪等に関する事件記録を分析し、近代刑法原則に基づかない占領刑法の機能について考察し、現在の日本の刑事法においてもその機能が暗黙のうちに継承されていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： I looked into the criminal case files of the USCAR Courts kept in University of the Ryukyus Library and made a list of all criminal cases. And I examined the documents of the legal affairs department of the USCAR in Okinawa Prefectural Archives. Then I analyzed the relationship between occupation policy and criminal power based on these materials and it became clear that the operation of the criminal law for occupation policy was taken over by Japan through the succession of the jurisdiction after Okinawa's return.

I founded trial records of the Okinawa Peoples Party's Case in 1954, so I translated them and published them with commentary. And I studied several forced prostitution records in the late 1950' and wrote research papers.

研究分野： 刑事法

キーワード： 米国民政府刑事裁判所 沖縄戦後史 占領刑法

1. 研究開始当初の背景

(1) 琉球大学附属図書館に米国民政府裁判所の裁判記録(複写物の製本資料)が保管されていることは、一部の研究者には知られていたが、所蔵情報が公開されておらず、非公開・未整理のままであり、具体的にどのような類いの史料であるのかも把握できていなかった。沖縄戦後刑事法制史については垣花豊順の一連の研究があるが、この裁判記録はほとんど利用されていなかった。

(2) アメリカ統治下の沖縄では「銃剣とブルドーザー」で基地建設が強行された。これに対して現在の辺野古新基地は「刑法と公有水面埋立法」で法的に押しつけられている。「銃剣」と「刑法」は基地建設に対する抵抗を排除するために用いられるが、「刑法」が「銃剣」の代用物として機能することについては、刑事法学から問題点を指摘する必要がある。

(3) 米軍基地問題に対する刑事法のアプローチには大きく分けて次の2つがある。第1に米軍犯罪である。米軍犯罪は基地被害の代表例であり、アメリカ統治下の沖縄では、米軍犯罪に対する裁判権が琉球政府になかったため、軍法会議を調査する必要があるが、そのような研究はまったく行われてこなかった。しかし日米地位協定における刑事裁判権規定に関する研究は、ジャーナリストによる調査報告も含め、2010年頃から活発に進められてきた。第2に刑事人権である。沖縄を占領したアメリカは、占領政策を推進するため、沖縄の住民に対して刑事裁判権を行使してその刑事人権を侵害した。本研究は、上記(2)の問題意識から後者のアプローチを選択し、沖縄の住民が被告人となった刑事裁判の記録を対象にすることにした。

2. 研究の目的

(1) 本研究の第1の目的は、米軍裁判記録の全体像を把握し、その資料的価値を見極め、研究利用を可能にすることであった。そのため全事件を目録化することにした。

(2) 第2の目的は、証言記録としては残されていないような沖縄戦後社会の実相を裁判記録からつかみ取ることであった。いわゆる「戦果」とは米軍財産窃盗を指すが、そのような窃盗罪や関連する密貿易、闇市、売春等の罪の記録を読むことで、米軍法令に違反して生活する沖縄の住民の姿を実証的に解明したいと考えた。

(3) 第3の目的は、占領刑法の機能を理論的に考察することであった。近代刑法学は、国家刑罰権を契約論的に基礎づけたが、沖縄を占領したアメリカは、一方的に沖縄の住民に対して刑罰法令を発布し、刑事裁判権を行使し、そして刑罰を科した。米軍法令の目的は米軍の安全であり、沖縄の住民の人権や福祉は、占領政策に反しない限りで保障されたにすぎない。本研究は、このような刑法を「占領刑法」と名付け、その運用実態を明らかにして、現在の日本の刑事法の中にある「占領刑法」的なものをあぶり出したいと考えた。

3. 研究の方法

(1) 琉球大学附属図書館にある全部で935冊の裁判記録を10冊ずつ研究室に借り出し、目録に取り込む情報の取捨選択について試行錯誤しながら、事件目録作りの作業を進めた。必要な範囲でスキニングをしたが、結局、各冊子2回ずつ借り出すことになり、同図書館の理解と協力なくして本研究を進めることはできなかったことを記しておきたい。

(2) 沖縄人民党事件や伊江島の土地収収に関する基地立入罪等の裁判記録が見つかったので、沖縄戦後史を解明する上でも貴重なこれらの重要史料については、個人情報保護に注意を払いながら、できるだけ訳出し、関係者に記録が存在することを知らせることを検討した。また、売春罪の裁判記録については網羅的に目を通すことにし、米国民政府の売春政策に関連づけて同罪の運用状況等を検証することを試みた。

(3) 占領政策が変化すれば占領刑法の運用状況にも変化があらわれると予想できたので、裁判記録から読み取れる運用状況の変化の理由を考察するために、沖縄県公文書館にある米国民政府法務局文書を調査することにした。

(4) 現在の日本の刑事法における「占領刑法」の機能について考察するため、那覇地裁に係属した日米地位協定刑事特別法2条違反事件等について分析を行った。

4. 研究成果

(1) 琉球大学附属図書館所蔵の米軍裁判記録の内訳は次のとおりである

琉球大学附属図書館所蔵の米軍裁判記録の内訳					
	背表紙	図書請求記号	図書請求記号(旧)	冊数	備考
1	USCAR SUPERIOR COURT ...	320/UN/1-712, 715, 718-736, 739-778, 781-	S/327.1/UN	786	711 のみ(1)(2)の 2 冊。712 と 782 は民 事陪審資料で、その

		782, 794-801, 803, 821			他は刑事裁判。
2	US DISTRICT COURT FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA Eiko Uehara Rose Case	320/UN/780	S/327.1/UN	1	
3	USCAR SESSIONS COURT Poll Docket, Traffic Court Rules, Receipts Form, Traffic Cases Docket	320/UN/802	S/327.1/UN	1	
4	CIVIL CASE ...	320/UN/713-714, 716-717, 737- 738, 779, 783- 793, 804-820	S/327.1/UN	35	
5	SUPERIOR COURT DOCKET C.Y. 1960	320/UN/822	S/327.1/UN/1960	1	
6	横田事件	320/UN/824-906	S/327.8/Y78/1-83	83	
7	USCAR GRAND JURY DOCKET SESSIONS COURT CY1960	未指定	S/326.8/UN/1960	1	
8	USCAR SESSIONS COURT Traffic Case	未指定	S/326.8/UN/1 ~ 18	18	
9	USCAR APPLATE COURT ...	未指定	S/327.1/UN	9	(1)~(6)、その他3冊

(2) 事件目録の作成作業を進めることにより、この裁判記録が基本的には単年 (calendar year) 毎の受理事件に連番を付した沖縄の軍裁判所 (法令上の名称は特定軍事法廷、民事特定軍事法廷、軍政府裁判所、民政府裁判所、米国民政府刑事裁判所と変遷した) の刑事確定訴訟記録であることが分かった。1947~48 年は高等軍事法廷の記録だけがあり、1949 年は若干の前年末の受理事件が取り込まれているが、即決軍事法廷 (または簡易軍事裁判所) と高等軍事法廷 (または上級軍事裁判所) の記録となり、量的に最も多く、裁判記録全体の一割強を占める。ただし同年分までは多くの事件番号の記録が抜き取られており存在しない。単純に事件数だけで数えると 1947~48 年は約 13%、1949 年は約 47% の事件が残されている。これに対して 1950 年以降はほぼ全件記録である。記録から抜けているのは米国人 (米軍法に服さない者) を被告人とする裁判と考えられるが、これについては沖縄県公文書館の USCAR 文書 (法務局のシリーズ「Foreign Jurisdiction Case, 1957-1974」等) の中に幾つかの記録があり、一部は閲覧可能である。各年の事件数を整理したのが次の表である。Sum は軽罪事件を管轄した即決軍事法廷 (Summary Provost Court) 等を指し (1958 年以降は Sessions Court と改称) Supe は基本的に重罪事件 (死刑又は十年以上の懲役刑を除く他の総ての犯罪) を管轄した高等軍事法廷 (Superior Provost Court) 等を指す。なお、1958 年民政府布告 9 号「米国民政府民事裁判所」により、米国民政府が民事裁判権を行使したことから、裁判記録全体の数% は民事事件であり、また、同年民政府布告 6 号「米国民政府上訴審裁判所」により、上訴審裁判所が設置されたので、その裁判記録が 10 数冊ある。

#### 沖縄の軍裁判所の刑事確定訴訟記録の Case 数

	47-8	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
Supe											57	110
Sum											202	59
計	1547	912	213	436	435	301	392	378	279	327		
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
90	54	42	15	14			1	2	3	4	3	1
55	29	56	50	16			12	22	11	5	7	4
					0	0						

(3) 事件目録は、年単位で次のような内容を一覧表に整理した。琉球大学附属図書館の図書請求記号 320UN\*\*\*、事件番号 Case No.、各 Case の収録文書類枚数、各 Case の審理を主宰した裁判官氏名、再審日 Review、受理人員番号 Docket (簡易裁判所と上級裁判所のそれぞれ D1、SD1 から始まる年毎の連番)、被告人氏名、年齢、性別 Accused, age sex、琉球政府警察局

( Department of Police, GRI ) の告発状 ( Charge Sheet ) **Complaint** から、その警察署及び文書番号 ( 番号・署 ) 並びに当該被疑者を逮捕し、同署に引き渡した米軍要員の所属部隊 ( **引渡者部隊** )、米国民政府裁判所の公判記録 **Record of Proceedings of Trial** から、起訴罪状 **Charge**、適用罰条 **Cord** ( 1949 年布令 1 号「刑法並びに訴訟手続法典」については「Proc32」または「Ord1」など略記 ) 管轄裁判所 **Court**、公判期日 **Date** は、有罪または無罪の答弁 **Plea**、有罪または無罪の事実認定 **Finding**、宣告刑 **Sentence**、前科 **Previous conviction**、弁護人 **Advocate for accused**、さらに備考欄では付加刑の内容、各地区警察署の捜査報告書や検察官の起訴状等の収録文書の有無、事件の概要、盗品の種類、及び再審による刑の変更等である。

(4) 沖縄人民党事件は、米国民政府から出域命令を受けた奄美出身者の命令違反 ( 不法在留 ) の罪の共犯として、沖縄人民党の瀬長亀次郎らが逮捕され、実刑判決を受けるなどした政治弾圧事件である。この裁判記録を訳出する中で「沖縄再審論」とでも呼ぶべき検討課題があることに気付かされた。沖縄返還時に軍と民を問わず沖縄の裁判所の確定判決の効力は、原則として承継されたが、民の裁判所 ( いわゆる琉球政府裁判所 ) については 1952 年 4 月 28 日 ( 対日講和条約発効日 ) より前のもの、また、軍の裁判所については 1955 年 4 月 10 日 ( 民政府布令 144 号の施行日 ) より前のものは承継対象外とされた。そのため沖縄人民党事件は再審請求の対象外とされたが、効力承継の基準日を民と軍の裁判所で区別することの合理性は再検証されねばならない。また、伊江島の土地接収に関連する基地立入罪の有罪判決は、現在も再審請求可能であり、本研究により公判記録が見いだされたことで当時の裁判の是非を問うることになった。

売春関連事件については後掲の研究ノートを『琉大法学』に連載中である。沖縄でも 1957 年の米国民政府裁判所の布令 144 号 2.4.3.3 条 ( 不同意売淫留置等罪 ) 違反事件で売春の前借金は違法であるとする判断が示されていたことが分かった。問題は、1958 年以降、同種事件の管轄権が全面的に沖縄の民裁判所に移管されたにもかかわらず、この前借金違法の判断がまったく拘束力をもたず、管理売春が自由売春として放任される状態が続いたことであり、その原因は、それまでに軍・民の裁判所で売春罪が適用され、売春者差別を助長したことにあるとする仮説の検証が今後の課題である。

国立療養所沖縄愛楽園自治会が編集した 80 周年記念誌『うむいちなじ』( 2020 年 ) に、同園退所者や同園入所者家族に関する事件記録 3 点を訳出した。

(5) 前掲の表から 1958 年以降に事件数が急速に減少し、1965、66 年に 0 件となり、1967 年に再開されたことが分かる。再開後の 75 件のうち、沖縄の住民が被告人であるのは 1968 年の 2 件だけで、その他は米軍人の家族、軍属及びその家族が被告人である。明らかに沖縄の軍裁判所の性格が変化している。これはアメリカの沖縄支配が対日平和条約 3 条に基づくことを明記した 1957 年 6 月の大統領行政命令 10713 号「琉球列島の管理に関する行政命令」の効果であった。これによれば「高等弁務官は、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については、琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる」( Sec.10, a, (2) ) とされ、また、民政府裁判所は「高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事裁判権」を有した ( Sec.10, b, (4) )。そして「特に重大な事件」として、琉球政府行政主席宛 1958 年 9 月 8 日付民政官書簡「USCAR 裁判所と琉球政府裁判所の裁判権」は、布令 144 号第 2 部第 2 章の「安全に対する罪」の大半 ( 35 個の罪 ) をリストアップした。しかし他方で、「その添付リストに含まれない布令 144 号の罪、他の布令の罪、及び琉球の刑法の罪については琉球政府裁判所に第 1 次裁判権がある」と明記した ( Jurisdiction of USCAR and GRI Courts ( 沖縄県公文書館 USCAR 文書・法務局 00103 - 002 所収 )。従来は沖縄の軍裁判所が軍法会議の審判対象者を除く「すべての人」に対する裁判権を有し、また、沖縄の民裁判所も軍人、軍属、及びこれらの家族を除く「すべての人」に対する裁判権を有した。つまり、沖縄の住民に対する刑事裁判権は競合していた。それゆえ従来は、沖縄の軍裁判所から裁量的に譲られた事件については、沖縄の民裁判所が裁くという制度設計であった。しかし同行政命令は、沖縄の軍裁判所の人に対する刑事裁判権を基本的に米軍人の家族、軍属及びその家族に限定した ( Sec.10, b, (3) )。これを受けて翌 58 年 7 月、布令 144 号改正 7 号により、同布令第 1 部第 2 章の民政府裁判所の構成及び裁判権が全面改正された。この結果、琉球政府裁判所の裁判管轄が広がった。つまり、その後数年をかけて刑事裁判の運用実態が法令の文面に追いついていったといえる。

ここから沖縄の軍裁判所の 27 年間の歴史の転換点があるということができる。しかし、それだけではなく、一方で 1957 年の大統領行政命令は、沖縄の住民に対する刑事裁判権の回復という方向性において施政権返還を先取りしているが、他方で、それにもかかわらず米軍人等に対する刑事裁判権がなかったという残りの半面で、この転換点は日米地位協定の時代の沖縄、つまりその裁判権の制約を、それでも取り払えない現在への起点でもあるといえる。戦後沖縄史は、刑法的には、1972 年の施政権返還ではなく、1957 年で前後に大きく時期区分されるともいえる。

(6) 現在の日本の刑事司法で「占領刑法」の機能がどのように継承されているかについては、例えば日米地位協定刑事特別法 2 条は、正当な理由のない基地立入行為を罰する旨の規定であるが、他方で在日米軍基地の境界を示す標識には在日米軍の名義で「許可なき者の立入を禁止する」旨が記されている。後者は米軍の意思を表明するものであり、アメリカ統治下の沖縄の住民は、法令の形式を借りて発せられたこの種の意思に従うことを強いられた。もちろんこれは日本国憲法に拘束されない意思である。それゆえ日本の裁判所は、基地立入行為の合憲性を審査して

「正当な理由」の有無を判断する必要がある。基地立入罪を住居侵入罪の新住居権説のような立場で解釈することはできない。これでは米国民政府が一方的に発令した布令 144 号 2.2.8 条の基地立入罪と国会で制定された刑特法 2 条の罪とを区別することができなくなる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 105号
2. 論文標題 戦後米軍刑法と強制売春（3）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 35-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 104号
2. 論文標題 戦後米軍刑法と強制売春（2）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 115-186
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 103号
2. 論文標題 戦後米軍刑法と強制売春（1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 47-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 2564
2. 論文標題 最新判例批評47 日米地位協定刑事特別法12条2項の緊急逮捕規定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 149-154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 1
2. 論文標題 憲法なき有罪判決と沖縄再審論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 裁判闘争最終報告	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 18
2. 論文標題 性暴力と刑法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 女性・戦争・人権	6. 最初と最後の頁 15-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 47巻4号
2. 論文標題 正当な理由が「ある」のに 日米地位協定刑特法2条の適用違憲論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸学院法学	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 98
2. 論文標題 米軍北部訓練場の刑事特別法違反事件に関する意見書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 1
2. 論文標題 辺野古の臨時制限区域の問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 平和運動裁判を考える	6. 最初と最後の頁 71-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 751
2. 論文標題 日米安保と刑事人権論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 59-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 97
2. 論文標題 刑事人権と沖縄の平和主義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新沖縄フォーラム「けし風」	6. 最初と最後の頁 31-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川恭剛	4. 巻 98
2. 論文標題 沖縄の法を考えよう	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新沖縄フォーラム「けし風」	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 森川恭剛	4. 発行年 2021年
2. 出版社 インパクト出版会	5. 総ページ数 347
3. 書名 沖縄人民党事件	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------